

会議の名称	令和3年度第2回個人情報保護運営審議会		
開催日時	令和3年5月12日(水) 午後5時30分～6時30分		
開催場所	東村山市役所 本庁舎3階 庁議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 日下直喜委員・佐藤佳弘委員・田村初恵会長・當間丈仁 会長職務代理・広井勝夫委員・廣田佳郎委員 (市事務局) 新井総務部次長・武藤総務課長・富田総務課長補佐・鳴 海情報公関係長・高谷情報公関係主任</p> <p>●委員欠席者：水越久吉委員</p>		
傍聴の可否	傍聴 不可	傍聴不可 の場 合は その理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	(1) 会長挨拶 (2) 会長へ諮問書授受 (3) 諮問審議 ・令和3年度諮問第5号 「東村山市立中学校校務支援システムデータ入力委託」(教育政策課) ・令和3年度諮問第6号 「介護給付適正化総合支援パッケージ導入業務及び運用支援業務委託」(介護保険課) (4) 報告 ・市立中学校(4校)通学路への防犯カメラ設置(学務課) (5) その他		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公関係 担当者名 鳴海・高谷 電話番号 042-393-5111 (内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 会長挨拶 皆さんこんばんは。 コロナが終息しない中での会議開催については心配もありますが、委員の皆さまからいろいろなご意見をいただくには対面での開催をすることに意味があるとも思っております。 こういった中でございますので、効率的な進行としたいと思っておりますので協力をお願いします。 本日はどうぞよろしく申し上げます。 (2) 会長へ諮問書授受 新井総務部次長より田村会長へ諮問書を手渡す。			

(3) 諮問審議

- 「東村山市立中学校校務支援システムデータ入力委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び教育政策課、情報政策課の回答

- 諮問書 P.2 「4. 個人情報を取り扱う作業の留意点」について、「情報政策課内での作業には情報政策課及び教育政策課の担当者が必ず立ち会う。」とあるが、実際にはどのような形で立ち会うのか。例えば、サーバールームに入って、中で職員が必ず、所謂監視ではないが、作業をずっと見守り続けるのか。それとも一緒に作業をしながら、その場にいるのか。単に立会いと言われても、実態がうまくイメージ出来ない。境界線の立ち合いなんかは現場で実際に立ち会うものだが、ここでいう立ち会いというのは、実際どういう状態となるのか、具体的に説明してもらいたい。
 - まず、サーバ室入室前に入退室の記録簿に書いていただいて、その後作業場所へ入室していただき、ログインした PC をお渡しして、作業をはじめていただく流れとなる。受託者が作業している間、職員は後ろで立ってずっと監視しているわけではなく、自席にて自身の業務を行い、作業の進捗は受託者からの報告を受けて管理する。
- 常時その人の傍にずっといるわけではなく、入退室とか、随時必要があれば中に入って確認するという状態という意味か。
 - お見込みのとおりである。
- 校務支援システムへのデータを入力する作業がよく見えないので、その点について質問させていただく。生徒や保護者情報の入力をするときに、市からデータを渡すと思うが、紙媒体ではなくエクセルデータを渡すことになるのか。受託者はエクセルワークシートを受け取り、それを画面に表示して、画面に表示された生徒情報を見ながら入力を進めるということか。
 - 流し込みの形で入れていくことになる。一つ一つ打ち込み移していくことは想定していない。サーバ上に、データを保存するデータフォルダを作成し、そちらにデータを移していく。そこからデータを持って行き、構築したシステムに流しこむことになる。
- 流し込むときはどのような形か。
 - CSV 形式で入れると伺っていたが、一度確認する。
- 画面に表示されたものを見ながら打ち込む場合、ヒューマンエラーをやってくださいということになるので、基本はデータをパッケージに入力する機能がないとおかしい。そのパッケージを入力する機能に CSV のデータを入れ、人の手は介さないという形になっていないとおかしい。それを確認していただきたい。また、その機能がなかった場合は大変なことになる。というのは、児童・生徒は毎年入ってくるので、その度に業者が手入力するのかということになるので、その時には、データから入力する機能がないと、無かったら、はっきりいって欠陥システムということになるので、その点はチェックしていただきたい。
- 実際の運用が開始される前の打ち込み作業と理解しているが、打ち込んだ後、生徒の環境が変わると思う。例えば保護者が変わったり、志望校が変わったりとか。その変化は、先生が勝手に入力、書き換えするものなのか、それとも担当者のほうで書き換えてもらうものなのか。

- 基本的には学校内に管理者を設けていただき、管理者のほうで入れ替えをいただくことを想定している。誰でも出来るようになってしまうと勝手に書き換えてしまうことも可能になるので。ただ、大きな変更、年度切替などは、このあとの利用料の話し合いの中で、運用の契約を結ぶので、そういったことも含むのかということになってくるが、基本的に、転向や市内転居等の小さな変更については、逐次業者へ投げるのは難しいので、そういった形で対応させていただけたらと思っている。
 - 時数管理や出欠管理も出来るようになっているが、こういうものは誰が入力するのか。
 - 出欠管理、時数管理は運用になってくるので、学校の先生方が、その日の出席や今後の予定などを打ち込む形となる。
 - 参考に聞いていただきたい。先生の業務の中で、負担となるのは保護者に対する連絡である。保護者に対する連絡は、校務支援システムから発信出来てしかるべきであるが、入力するのは保護者の電話番号であるのは解せない。このシステムの仕様はどうなっているのか、ちょっと疑問に思う次第なので、保護者に対するメール発信が出来ないものかと思う。
 - 今後の検討の中で参考にさせていただく。
 - 他にご質問がなければ、本日のご意見を参考としていただくこととし、「可」とする。
- 「介護給付適正化総合支援パッケージ導入業務及び運用支援業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び介護保険課の回答

- 対象者は何人くらいいるのか。
- 介護保険の認定者数が8千名ほどおり、そのかたたちのうち、サービスを利用しているかたが対象者となる。
- そのかたたちのデータを入れるのか。
- サービスを利用しているかただけではなく、認定情報もシステムへ入れる。
- 65歳以上の高齢者割合は何%くらいなのか。
- 東村山市の人口は約15万人で、高齢者は約4万人ほどで、約25%ほどである。
- これまで、適正ではないと分かったのはどのくらいなのか。
- 受託者に依頼しどのくらいいらっしゃるのか確認したところ、警告件数が766件出てきている。これが月の件数になるので、年間にするとその12倍というふうになるのでかなりの件数になる。その内、実際どれくらいのかたたちが不適正な給付になっているのか計算したところ、金額として年間540万円ほどの不適正な給付が発生していた。
- 諮問書 P. 3 「5 コンピュータ・記録媒体・外部接続の有無」①について、立会いとあるが、職員のいるデスクの一角を使用し回りに職員が単にだけいるだけなのか、それとも別室で、介護保険課の別室、もしくは空きスペースのどこかに机を用意し、そのところに職員が必ず張り付くようになっているのか。具体的な立会いの方法を教えてください。
- 作業はいきいきプラザ1階の介護保険課執務室で行うことになる。別室ではなく執務室内での作業となる。よって、受託者が作業しているところに横付けで職員が業務を行うような形となる。

- 同じく 5③について、外部回線と接続可能なコンピュータを使用するとあるが、これは市の職員に業務用に割り当てられている PC を使用するというので、市の職員に割り当てられているものはインターネットに接続できるが、それを使うからそのように記載しているという理解で良いのか。また、これはそこまでいっていないと思うが、仮に外部と接続したときに、何らかの警告等が見られるようになっていないかどうか。要は不適正なことをやられたときや、決まりを守らないかたがいたときに、何らかの抑制するようなシステム、立会いによる目視にしても、コンピュータ上にあったとしても、何かあるのかどうか聞きたい。
- 委員お見込みのとおり、市職員が使用する外部接続のできるコンピュータにインストールするためである。ただし、市職員が使用するコンピュータは、直接インターネットに接続するものではなく、iras を使用し代理アクセスをするものであることから、万が一ウイルスに感染したとしても情報漏えいなどは防止できる形となっている。また、本件については、必ず市職員が立ち会うこと、外部接続は禁止としていることから、情報漏えい等のリスクは著しく低いものと考えている。なお、介護保険課には、外部接続の出来ないコンピュータもあるが、そのコンピュータは介護保険システムというアプリケーションがインストールされており、そこに本システムをインストールした場合、コンピュータの容量の関係上介護保険システムの正常な稼働に支障を及ぼす可能性があることから、今回は介護保険システムがインストールされていないものを使用することとなった。
- iras は知っているが、あくまでもウイルス対策のため別サーバを起動させてそこで作動させるシステムである。私が聞いているのは、ウイルスの心配ではなく、もちろんウイルスも心配だが、要は、受託者の誰かが、この情報をファイルにまとめて外部に送信した場合のことを言っている。システム上でその場ですぐにチェックをするのは無理だとは思っているが、後からでも何らかのチェックがかけられる状態になっているのかどうか教えていただきたい。
- 外部へ送信する場合には、例えば職員が使用しているメールシステムであったり、外部と接続されているフォルダにデータを載せたりということが想定される。しかし、メールについては市職員のパスワードを入れないと使用できないので、受託者が使用する場合にはメールのブラウザを全て閉じておくという対策が可能である。外部と接続されているフォルダにファイルを置くことについては、随時横から見てそれを使用していないか確認するとともに、作業終了時にもそこに何か置いていないかという確認もできるので、市職員のチェックは効くものと考えている。
- 今は手作業で、不正受給やダブりのチェックをしていると思うが、このシステムを導入して成果があがるのか。IT 化することは極めて大切だし、重要な仕事は職員がやって、作業は機械に任せたいところが漏れがないのは理解できる。このシステムの導入の大きな目的と見込んでいる効果など、市の介護保険事業にとって、どんな大きな効果が上がるのか聞かせてほしい。
- 別の事業で、主任ケアマネジャーや、通常のケアマネジャーに対し、市が関わりながら地域包括支援センターとケアプランの点検を行っている。その中で、ちょっとこのプラン適正ではないんじゃないかということが見えることがある。そういうことを過去何年間か蓄積してきているが、人の目では確認できない、コンピュータによって細部まで見られるような、不適正なところを、こちらからお示しすることで、さらに良いプランを立てていただくようになると考えている。
- システムを導入することで、どの程度、捕捉率というか、今までの漏れを無く

すことが出来るのか。

- 先ほどお伝えした766件というのが実際の件数になっており、これを入れる前までは、具体的に件数が何件というところまで、我々のほうで把握は出来なかったところはある。もしかしたらという曖昧なところはあったので、今回システムを入れることで、可視化というか、何件というところまで分かるようになる。
- 今まで不正受給があった場合には返還させているのか。
- お見込みのとおりである。
- それは何件くらいあったのか。
- 手元に資料が無いため分からない。
- 大体で良い。
- 過誤申立てという形で、請求が間違っていたという件数であると、月100件以上はある。ただ、これは不正受給の件数ではなく、単純な間違い等も多く含まれている数字である。
- 網の目が細くなるというか。
- このシステムを使用しあぶりだされたかたに、ヒアリングシートを送付し回答をもらうとのことだが、回答をもらって返還指示を出すのはどのような流れになるのかお教えいただきたい。
- ヒアリングシートをこちらから送付し、回答をいただいたら、その内容を市職員にて再度確認する。ケアマネジャーからの説明により不適正ではないと判断出来れば返還は求めないが、そうではなく返還が必要な場合は、そのケアマネジャー自身で自身の分の過誤申立てをしていただくのと、返還が必要なものがあったのでということで、ケアマネジャーから各事業者へ流す。各事業者はそれに応じて、保険者に過誤申立てを上げていただき、給付実績等を修正するような形で考えている。
- それは利用月まで戻って返還させるのか。
- お見込みのとおりである。
- ヒアリングシートを送るとあるが、データでのやりとりなのか、対面なのか。
- 対面で行う。
- システム運用支援が4回に分けて行われるようであるが、諮問書を見るとかなりかぶっている作業もあると感じる。これは本当に4回に分けてやる必要があるのかというのが1つ。なぜかというのと、回数を増やせば増やすほどデータ漏えいのリスクがあるので、本当に4回やる必要があるのか教えてほしい。
- 給付実績データは月単位で送られてくる。1年間12個のデータが出来上がる。これを仮に年1回とした場合、入れた月は最新情報が見られるが、だんだん月が経つにつれて情報が古くなってしまふ。なので、給付の分析を行うにあたって、こちらから何かアクションするにあたって、使う情報が古いと、正しくない情報を提供してしまうこともあるので、定期的にデータベースを新しくしていく必要がある。よって、複数回としており、4回としたのは、四半期や議会の兼ね合いもあり切りがいいのではと考えてのことである。
- この情報は極めて高度な個人情報である。作業時には必ず職員が横につくとのことであったが、この個人情報は重い個人情報であるという認識を持っていただき、また間違いが無いような運用をしていただきたい。しっかりと目を光らせてやっていただくことは大切である。
- このシステムを導入することは、ケアマネジャーへの周知を行うのか。
- 集団指導等の機会が年に複数回あるので、その都度、東村山市としては、目を光らせるではないが、きちんとやってくださいねということも含めて周知する予

定である。

- 介護サービスはすごく人間的な仕事である。なので、不適正と出てきたとしても、システムの判断だけにゆだねず、また、システムから出たからといった説明のみではなく、事業者へ丁寧に説明していただきたい。相手も人間であり、色々と介護に対する思いもあると思うので、そういった点は気を付けていただきたい。
- 他にご質問がなければ、この件について「可」とする。

(4) 報告

○ 市立中学校（4校）通学路への防犯カメラ設置（学務課）

（情報公開係長）

防犯カメラ設置についてご説明差し上げます。

市の施設への防犯カメラ設置は、平成18年に小学校につけたのが始まりです。

その際には、個人が映った撮影データを収集すること、警察から撮影データの提供を求められた場合には提供する可能性があることから、事前に審議会に諮問し、可の答申をいただいた上で設置しておりました。

その後、「新たに設置する際は、以前の諮問で出た注意点を守って運用すること」を条件に、設置後の報告とさせていただきます。

この度は、市立中学校7校のうち、4校の通学路に防犯カメラを設置したため報告するものです。「令和3年度第2回個人情報保護運営審議会への報告事項」という資料をご覧ください。

防犯カメラの設置場所につきましては、本日机上に配付いたしました地図のとおりでございます。こちらは、資料P.5からP.8の地図を改めて印刷し、各中学校にマーカーを記したものになります。事前にお配りしたものの印刷が薄く、見難いものとなって申し訳ございませんでした。

この設置場所につきましては、学校、PTA、東村山警察署、教育委員会などが協議し、不審者目撃情報等を参考に最適であろう場所を選んだとのこと。

カメラは電柱や街路灯の高さ5メートルほどの位置に取り付け、撮影データはカメラ内にあるSDカードに自動的に記録され、1週間ほどで順次上書きされます。第三者がカードを取り出せないようカメラは施錠しており、撮影データを取り出す際には、設置業者にお問い合わせするようになっております。

カメラが設置してある電柱や街路灯には、以前にこちらからいただいたご意見に沿った運用として、防犯カメラが稼働中であること、また、警察から照会があれば映像を提供することがあることをカメラ付近の電柱等に貼ってお知らせしております。資料P.9、10がその掲示物となります。

SDカード内の撮影データの管理責任者は学務課長で、警察から捜査のために撮影データの提供を求められたときは、必ず警察署長印が押されている「捜査関係事項照会書」の提出を求めています。照会書の提出があったときは、P.11の様式を使用し起案のうえ、教育長の決裁を得ます。

警察への提供に際しては、P.12の文書を添えて、手渡しで行っております。

防犯カメラについては以上です。

- 今後設置台数が増えることはないのか。
- 残り3校の中学校の通学路にも設置を予定している。
- 設置されるカメラの解像度についてうかがいたい。5メートルの高さに設置し

撮影とのことだが、これは顔の識別ができる程度の解像度なのか。

→ 確認する。

(事務局確認)

撮影データのスクリーンショット（風景のみ、人物無）を確認。

日中夜間ともに、隣の電柱に貼付されている看板や撮影範囲内の道路上表示ははっきりと読み取れるものであった。

● これは一つの方向に固定されているものなのか、それとも稼働式なのか。

→ 一つの方向に固定されているものである。

● 公道のみを撮影しているのであって、どなたかのご自宅の中まで映しているわけではないのか。

→ お見込みのとおりである。

(5) その他

無し

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。